

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

平成30年12月8日に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、今後新たな在留資格「特定技能」による外国人材の増加が見込まれるため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 今後増加が見込まれる外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育は文部科学省、医療は厚生労働省といった施策の縦割りの弊害をなくし、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続すること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

また、地方における特定技能外国人材等の受入れが容易となるよう、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体を実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

4. 新型コロナウイルス感染症対策関係

新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限が解除された際には、特定技能外国人材等について優先して早期に受入れを再開するとともに、外国人材受入れに関する各種情報について速やかに提供すること。